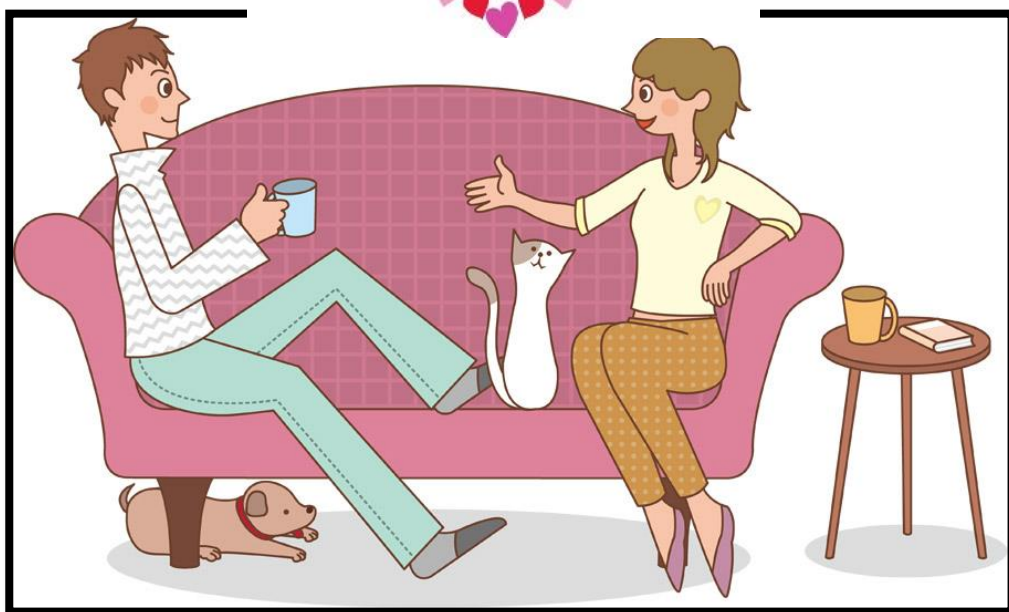


結婚新生活支援事業補助金

申請の手引き(令和7年度版)



令和7年6月

1 宇城市結婚新生活支援事業補助金について

この補助金は、本市に住んでいる新婚世帯に対し、新生活に伴う経済的負担を軽減するため、住居費、リフォーム費用及び引越費用の一部を補助するものです。本補助金は、こども家庭庁による交付金を活用し、少子化対策を図るものとして実施しています。

2 対象者

令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された新婚世帯が対象です。また、申請時において以下の要件をすべて満たしている場合に、補助を受けることができます。

また、令和6年度にこの補助の決定を受けた世帯であって、その受給額が補助上限額に達しなかった新婚世帯も補助を受けることができます。

補助の要件

- ☑ 対象期間において、夫婦が市内に居住し、住民登録をしていること。
- ☑ 婚姻時において、夫婦の年齢がともに39歳以下であること。
- ☑ 夫婦の所得の合計額が500万円未満であること。
※ 合計額が500万円以上で、夫婦に貸与奨学金の返済者がいる場合は、夫婦の合計所得額から令和6年分（令和6年1月～12月）の奨学金返済額を控除し、500万円未満であれば申請が可能です。
- ☑ 補助金の交付を受けた日より2年以上継続して市内に居住する意思があること。
- ☑ 夫婦の双方が市税を滞納していないこと。市外から転入している場合には、転入前の市町村税についても滞納がないこと。
- ☑ 過去にこの制度に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。

3 対象経費

本人または配偶者が、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに支出した、

- 住居費（新築・購入・賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料）
 - リフォーム費用
 - 引越費用
- が対象です。

住居費（新築・購入の場合）

結婚に伴い取得した住宅の工事請負費または住宅の購入費

[対象外費用]

- 土地の購入費

住居費（賃借の場合）

結婚に伴い賃借した住宅の賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料

※ 賃料及び共益費は3か月分を上限とします。

日割で支払った月については、その支払い額を1か月分とみなします。

※ 婚姻日以降の費用が対象となります。

※ 住宅手当が支給されている場合は、支給額を賃貸費用の対象経費から控除します。

※ 住宅手当の支給がない場合も、住宅手当支給証明書の提出が必要です。

申請時に離職していた場合でも、対象経費を支払った期間に就業していた場合は、提出が必要です。

[対象外費用]

- 駐車場代
- 鍵交換代
- クリーニング代
- 保険料
- 保証料

リフォーム費

結婚に伴う住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能の維持または向上を図るために行う修繕、増築、設備更新等の工事費用

[対象外費用]

- 賃借住宅に係る工事費用
- 倉庫、車庫に係る工事費用
- 外構（門、フェンス、植栽等）に係る工事費用
- 家電購入・設置（エアコン、洗濯機等）に係る費用

引越費用

結婚に伴う引越費用のうち、引越業者または運送業者へ支払った作業費用や運送費用

[対象外費用]

- 不用品の処分費用
- 自ら引っ越しに費やした費用（レンタカー代 等）
- 引越業者以外でかかった費用

4. 補助金額 （1,000円未満切り捨て）

（1）新規申請世帯

◆ 29歳以下の世帯：60万円（上限）

◆ 30歳以上39歳以下の世帯：30万円（上限）

※婚姻日における夫婦の年齢によって、補助上限額が異なります。

（年齢区分は、夫婦いずれかの高い方による。）

（2）令和6年度の補助決定を受けた世帯で、受給額が補助上限額に達しなかった世帯

◆ 補助上限額から令和6年度受給額を引いた残額（継続対象者）

5. 申請期間

令和7年6月2日 ～ 令和8年3月31日（午前8時30分 ～ 午後5時15分）

※予算に限りがあるため、年度途中でも事業が終了となる場合があります。

6. 申請方法

必要書類を直接提出 （◎印の書類は、ホームページから様式のダウンロードが可能）

提出先：宇城市こどもセンター少子化対策係

（住所：宇城市不知火町高良 2273 番地 1 宇城市不知火支所 2階）

※ お早めにこどもセンター少子化対策係へお問い合わせください。

※ 申請書の提出は、申請者ご本人または配偶者の方がお越しください。

※ 郵送やFAXでの受付は行っていません。

共通の提出書類（全員が提出）

◎ 宇城市結婚新生活支援補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）

◎ 同意書兼誓約書（様式第4号）

○ 婚姻届受理証明書または戸籍謄本

○ 夫婦の所得証明書〔令和7年度（令和6年分）〕

○ 夫婦の未納がない証明書 ※ 納税証明書ではありません。

※ 宇城市に住所がある方について、戸籍、所得等の台帳が宇城市にあり、市においてそれらの台帳照会を行うことに同意された場合は、婚姻の証明書・所得証明書の提出を省略できる可能性がありますので、「こどもセンター少子化対策係」の窓口までご相談ください。

貸与型奨学金の返済を行っている場合に提出する書類

- 貸与型奨学金の返済金額を確認できる書類（返還証明書など）
※ 令和6年分（令和6年1月1日～12月31日）の返済額を確認するため。

住宅を新築・購入した場合の添付書類

- 住宅の売買契約書または住宅の工事請負契約書の写し
（契約日、契約物件住所、対象経費の金額記載、売主・買主双方の明記、捺印があること）
- 領収書等の写し
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が明記されているもの）

住宅を賃借した場合の添付書類

- ◎ 住宅手当支給証明書（様式第3号）
※ 住宅手当を受けていない場合も、給与支払者の証明が必要です。
※ 申請時にすでに離職している方も、対象経費を支払った期間に就業していた方は、提出が必要です。
- 賃借契約書の写し
（契約日、契約物件名、対象経費の金額、内訳、借主・貸主双方の明記、捺印があるもの）
- 領収書等の写し
（支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日（支払日）、支払先が明記されているもの）
※ 支払先からの領収書が発行されない場合、銀行振込の伝票やクレジットカード利用明細、ネット銀行の取引履歴明細証明書等を代わりに提出することができます。
（支払者の氏名、支払の内容、支払日、支払先）がわかるものをご用意ください。

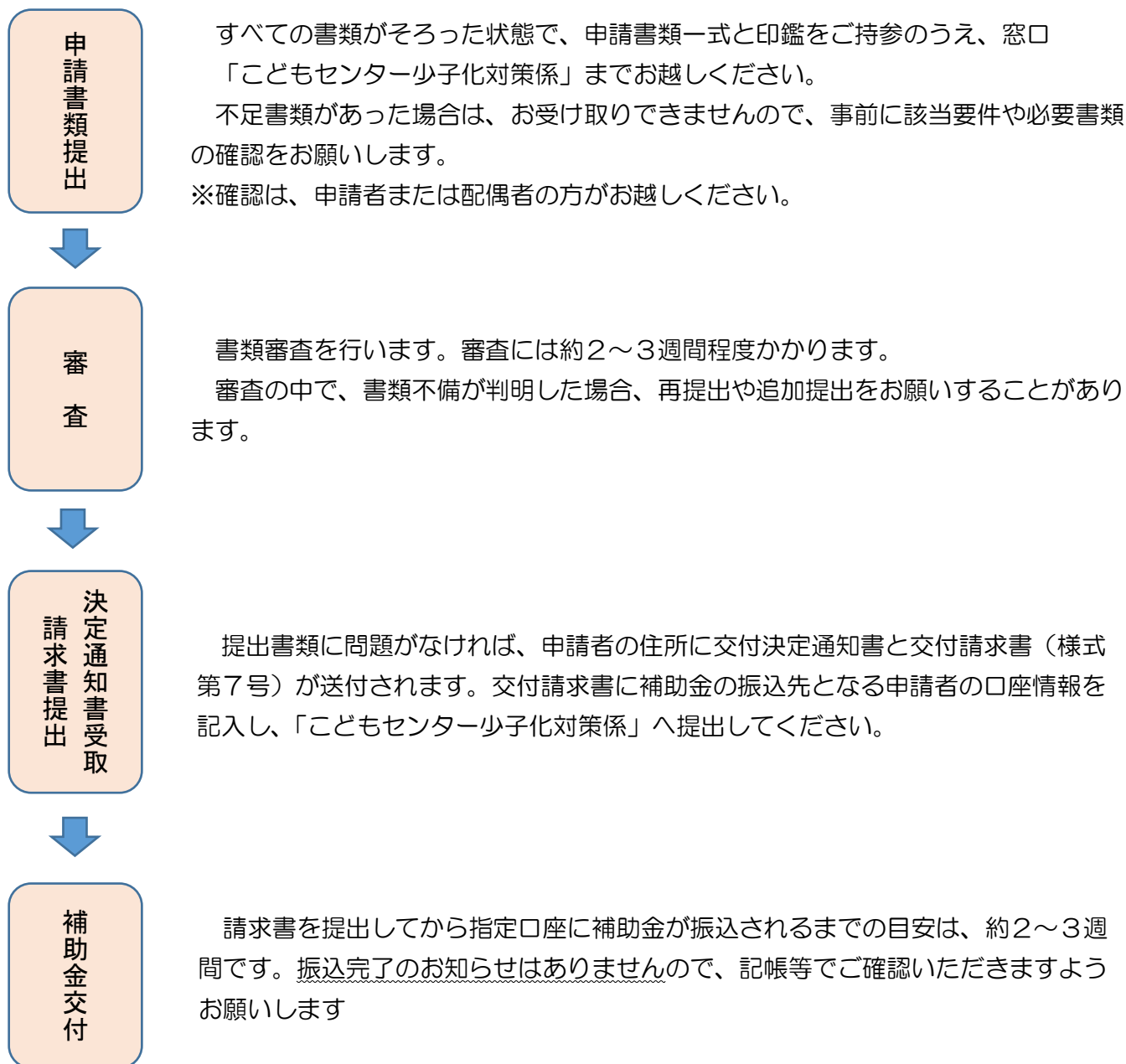
住宅をリフォームした場合の添付

- 工事請負契約書または請書の写し
（契約日、工事名称、工事内容、対象経費の金額、請負者名の明記、捺印があるもの）
- 契約書や請書がない場合は、内訳がわかる見積書等の写し
（作成日、契約者氏名、工事項目、工事金額の内訳が明記され、作成者の捺印があるもの）
- 領収書の写し
（支払者の氏名、金額、支払の内容、支払日（領収日）、支払先が明記されているもの）

引越をした場合の添付書類

- 領収書等の写し
（支払者の氏名、内容、対象経費の金額、作業日、支払日、支払先が明記されているもの）

7. 申請から補助金交付までの流れ



【問い合わせ先】

宇城市こどもセンター少子化対策係（宇城市不知火支所 2階）

電 話 0964-33-1118(内線 3206)

E-mail kodomosenta@city.uki.lg.jp